

令和6年 第5回 幕別町選挙管理委員会議案

令和6年10月7日 14:00

幕別町役場 2階2C会議室

幕別町選挙管理委員会

[審議議案一覧]

- | | |
|--------|---|
| 報告第3号 | 専決処分した事件の承認について（第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査幕別町実施本部の設置） |
| 報告第4号 | 専決処分した事件の承認について（ポスター掲示場の設置） |
| 議案第8号 | 選挙啓発宣伝計画について |
| 議案第9号 | 選挙人への移動支援事業の実施について |
| 議案第10号 | 投票所の場所の指定について |
| 議案第11号 | 投票所閉鎖時刻の繰上げについて |
| 議案第12号 | 期日前投票所の場所及び設置期間の指定について |
| 議案第13号 | 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所の指定について |
| 議案第14号 | 選挙人名簿に登録された者の登録の移替えをしない期間について |
| その他 | |

【参考】第50回衆議院議員総選挙・第26回最高裁判所裁判官国民審査事務処理日程表

報告第3号 専決処分した事件の承認について（第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査幕別町実施本部の設置）

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第10条の規定により、次のとおり専決処分したので、報告し承認を求める。

専決処分第3号

専 決 処 分 書

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第10条の規定により、次のとおり専決処分する

令和6年10月2日

幕別町選挙管理委員会委員長 宮本 真由美

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における「第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査幕別町実施本部」を次のとおり設置する。

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査幕別町実施本部
設置要綱

1 設置目的

第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及び選挙をきれいにする国民運動を積極的に推進するため、幕別町選挙管理委員会事務局内に、衆議院議員総選挙幕別町実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 事務処理

本部は、次の事務を処理する。

- (1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に関すること。
- (2) 明るくきれいな衆議院議員総選挙の実現及び棄権防止等の啓発に関すること。

3 組 織

本部の事務を処理するため、本部に次の班を置く。

- (1) 選挙班
- (2) 投票班
- (3) 啓発班
- (4) 開票班
- (5) 期日前投票班
- (6) 忠類選挙班

4 機 構

- (1) 本部に本部長、事務局長、事務局次長及び班長を置く。
- (2) 本部長には幕別町選挙管理委員会事務局長、事務局長には同書記長、事務局次長には同書記次長をもって充てる。
- (3) 班長は、選挙管理委員会書記の中から本部長が指名する。
- (4) 本部長は、本部を代表し事務を統理する。
- (5) 事務局長は、上司の命を受けて分担班の事務を掌理する。
- (6) 班長は、上司の命を受けて所掌事務を処理する。

5 班の所掌事務

各班の担当及び所掌事務は、次のとおりとする。

班 名	担当係	所 掌 事 務
選 挙 班	行 政 係 総 務 係	・選挙管理委員会、告示、庶務一般、選挙人名簿、入場券、選挙運動・政治活動、予算の執行 ・開票管理者、開票立会人の選任 ・他班及び関係機関との連絡調整
投 票 班	契約管財係	・投票管理者、立会人、投票事務従事者の選任 ・投票事務用品の調達、投票所の設備
啓 発 班	D X推進係 契約管財係	・啓発宣伝計画の樹立及び実施 ・選挙をきれいにする国民運動の推進 ・選挙公報の配付、確認 ・防災行政無線による啓発の実施 ・ポスター掲示場の設置及び管理 ・街頭啓発、啓発ポスターの配布
開 票 班	D X推進係 情報管理係	・開票事務従事者の選任 ・開票事務用品の調達、開票所の設備 ・開票結果、速報関係

期日前投票班	総務係 政策推進課	・期日前、不在者投票(郵便による不在者投票)に関すること ・期日前投票管理者、立会人、投票事務従事者の選任 ・指定施設の指導 ・期日前投票所投票管理者の割当調整 ・期日前投票所投票管理事務従事
忠類選挙班	地域振興課	・忠類地域における選挙管理執行に関する事で、他の班の所掌する事務以外のもの

6 この本部は、令和6年10月2日に設置する。

報告第4号 専決処分した事件の承認について（ポスター掲示場の設置）

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第10条の規定により、次のとおり専決処分したので、報告し承認を求める。

専決処分第4号

専 決 処 分 書

幕別町選挙管理委員会規程（昭和50年選挙管理委員会規程第3号）第10条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月2日

幕別町選挙管理委員会委員長 宮本 真由美

令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、次のとおり設置する。

投票区	設 置 場 所			
第1投票区	1 幕別町役場庁舎前	国道38号沿	4 寿町近隣センター前	相川3線沿
	2 本町近隣センター前		5 相川北近隣センター前	
	3 J R幕別駅前			
第2投票区	6 幕別小学校前	平和通沿	9 新川近隣センター前	国道38号沿
	7 緑町近隣センター前	平和通沿	10 大豊近隣センター前	大豊3号線沿
	8 緑町団地道路9号交差点	平和通沿		
第3投票区	11 ニッタ農林事業所前	幕別本通沿	14 軍岡集落センター前	道道幕大線沿
	12 鉄南ふれあい交流館前	曙通沿	15 南勢近隣センター入口	道道幕大線沿
	13 東部耕地出張所前			
第4投票区	16 グループホームあさひ前	千代田通沿		
	17 幕別北ふれあい交流館前			
第5投票区	18 西猿別近隣センター前	道道明停線沿	85 金比羅山記念碑南側	途別新川線沿

投票区	設 置 場 所			
	19 猿別近隣センター前	道道明停線沿		
第6投票区	20 相川農業担い手センター前 21 相川西近隣センター前	相川6線沿 国道38号沿	86 蝦夷文化考古館前	国道38号沿
第7投票区	22 町道千住11号線バス停付近 23 千住西ふれあい交流館前	国道38号沿	24 スマイルパーク北側	千住3線沿
第8投票区	25 稲志別近隣センター前	幕別札内線沿	87 稲志別3号橋東側	途別新川線沿
第9投票区	26 白人公園前 27 春日近隣センター前 28 春日団地バス待合所前 29 札内コミュニティプラザ前	札内東通沿 春日10号通沿 幕別札内線沿 青葉通沿	30 JR札内駅北口前 31 札内中央近隣センター前 32 JR札内駅南口前 33 ひあざフクハラ札内店東側	国道38号沿 青葉団地道路11号沿
第10投票区	34 豊町本通終点 35 札内スポーツセンター南側 36 暁町近隣センター前	豊町南本通沿 札内10号線沿	37 札内スポーツセンター北側 38 JAさつない野菜センター東側	札内10号線沿 千住3線沿
第11投票区	39 泉町近隣センター前 40 福田商店向側	日新線沿	41 あかしや近隣センター前 42 札内南保育園南側	
第12投票区	43 若草町近隣センター前 44 桂町近隣センター前		45 札内4線踏切南側 46 若草南公園北側	札内4線沿
第13投票区	47 札内南コミュニティセンター前 48 いなほ公園北側 49 文京みずび近隣センター前	道道更幕線沿 文京町1号線沿	50 あかしや南近隣センター前 51 西和会館前 52 依田野球場前	札内西和線沿
第14投票区	53 札内北保育所前 54 川岸自動車東側 55 札内北公園前	千住3線沿 国道38号沿 北町西通沿	56 札内北コミュニティセンター前 57 桜町近隣センター前	
第15投票区	58 焼肉平和園札内店南側 59 河川緑地運動公園入口 60 北栄町近隣センター付近 61 らーめん喜一郎前	北栄大通沿 札生南通沿 国道38号沿	62 DCM札内店北側 63 羽衣亭札内店西側 64 北栄24号終点	国道38号沿 札生南通沿 札生南通沿
第16投票区	65 途別ふれあい交流館前	道道更幕線沿	88 依田9線交差点	道道更幕線沿
第17投票区	66 日新近隣センター前	日新線沿	89 共栄ピクルス前	日新線沿
第18投票区	67 古舞近隣センター前	道道更幕線沿	90 古舞北会館前	道道更幕線沿
第19投票区	68 新和近隣センター前		91 新和北会館前	道道明停線沿
第20投票区	69 糠内コミュニティセンター前 70 幕別消防署糠内分遣所前	糠内古舞線沿 道道幕大線沿	71 美川農業担い手会館前 72 まなびや中里前 92 道道豊頃糠内芽室線交差点	美川西2線沿 道道幕大線沿 道道幕大線沿
第21投票区	73 明倫近隣センター前	明倫14号線沿	93 明倫第2会館前 94 道道豊頃糠内芽室線交差点	糠内古舞線沿 道道明停線沿
第22投票区	74 研修施設こまはた前 75 駒畠公民館前	道道幕大線沿	95 町道弘和15線交差点付近	道道幕大線沿

投票区	設 置 場 所	
第23投票区	76 中当近隣センター 77 幌内近隣センター 78 元忠類近隣センター 79 忠類コミュニティセンター前 80 せせらぎ団地入口付近 忠類せせらぎ線沿	81 忠類小学校グラウンド西側 82 忠類ふれあいセンター福寿北側 国道236号沿 83 上忠類近隣センター 84 西当近隣センター

【公職選挙法】

（ポスター掲示場）

第百四十四条の二 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。

- 2 前項の掲示場の総数は、一投票区につき五箇所以上十箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

議案第8号 選挙啓発宣伝計画について

第50回衆議院議員総選挙における選挙啓発宣伝計画を次のとおり策定する。

第50回衆議院議員総選挙啓発宣伝計画

幕別町選挙管理委員会
第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高
裁判所裁判官国民審査幕別町実施本部

実施事項	実施の内容	実施期間	摘要
1 選挙実施本部の設置	・庁内に選挙実施本部を設置し、衆議院議員総選挙への関心を高め、明るく正しい選挙を実現するため、関係機関、団体等と密接な連絡を図り、啓発宣伝を行う。	選挙期間中	
2 明るい選挙強調週間の設定	・選挙期日前1週間を「明るい選挙強調週間」として、明るい選挙の実現と棄権防止に万全を期する。	投票日前1週間	
3 文書による啓発 (1) SNSによる啓発	・SNS（Facebook、X等）を活用し、投票の呼びかけ等の選挙啓発を行う。	選挙期間中	
4 視覚による啓発	・標語入り看板を作成し、役場庁舎、忠類総合支所、札内支所、糠内出張所に掲示する。	選挙期間中	
5 聴覚による啓発 (1) 広報車及び防災行政無線による啓発 (2) 各種会合等での宣伝	・町広報車による町内巡回及び防災行政無線の活用により、明るく正しい選挙啓発及び棄権防止を呼びかける。 ・期間中開催される諸会合において、明るい選挙、棄権防止について宣伝徹底を期す。	選挙期間中	
6 その他 (1) 街頭啓発の実施	・選挙管理委員会委員による街頭啓発を実施し、明るい選挙、棄権防止について宣伝徹底を期す。	選挙期間中	

議案第9号 選挙人への移動支援事業の実施について

令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における選挙人への移動支援事業について、次のとおり実施する。

1 目的

令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査の投票率向上を図ることを目的とする。

2 事業内容

令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票期間中に、選挙人の移動支援対策として、幕別町のコミュニティバスの休日運行を実施し、併せて投票の為に利用した者の運賃を無償とするもの。

3 実施方法

上記事業内容について、幕別町に依頼することにより実施する。

なお、無償とした運賃については、利用実績に応じて、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る予算から運行事業者に対して負担金として支払いをするものとする。

議案第10号 投票所の場所の指定について

令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における投票所の場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次のとおり指定する。

投票区名	投票所の場所	
第1投票区	本町130番地1	幕別町役場
第2投票区	新町140番地4	緑町近隣センター
第3投票区	宝町154番地8	鉄南ふれあい交流館
第4投票区	旭町18番地7	幕別北ふれあい交流館
第5投票区	字猿別106番地1	猿別近隣センター
第6投票区	字相川403番地1	相川西近隣センター
第7投票区	字千住161番地13	千住西ふれあい交流館
第8投票区	字千住488番地2	稲志別近隣センター
第9投票区	札内青葉町311番地11	札内コミュニティプラザ
第10投票区	札内暁町252番地179	暁町近隣センター
第11投票区	札内あかしや町59番地2	あかしや近隣センター
第12投票区	札内若草町551番地3	若草町近隣センター
第13投票区	札内あかしや町61番地73	あかしや南近隣センター
第14投票区	札内桜町132番地1	札内北コミュニティセンター
第15投票区	札内北栄町23番地2	北栄町近隣センター
第16投票区	字途別226番地9	途別ふれあい交流館
第17投票区	字日新1番地38	日新近隣センター
第18投票区	字古舞693番地2	古舞近隣センター
第19投票区	字新和162番地128	新和近隣センター
第20投票区	字糠内251番地1	糠内コミュニティセンター
第21投票区	字明倫38番地13	明倫近隣センター
第22投票区	字駒島514番地71	駒島公民館
第23投票区	忠類錦町439番地1	忠類コミュニティセンター

【公職選挙法】

（投票所）

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

【最高裁判所裁判官国民審査法】

第十三条（投票の時及び場所） 審査の投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

議案第11号 投票所閉鎖時刻の繰上げについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により、令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における投票所閉鎖時刻の繰上げについて、次のとおり定める。

投票区名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	投票所の施設の名称及び所在地	理 由
第17投票区	午前7時00分	午後7時00分	日新近隣センター 幕別町字日新1番地38	選挙有権者が少なく、農村地帯であるため集落が密集し、朝から夕方までの間に投票を終える有権者が大半であり、各投票区の有権者の同意を得ているため、閉鎖時刻を繰り上げるもの。
第18投票区	午前7時00分	午後7時00分	古舞近隣センター 幕別町字古舞693番地2	
第19投票区	午前7時00分	午後7時00分	新和近隣センター 幕別町字新和162番地128	
第21投票区	午前7時00分	午後7時00分	明倫近隣センター 幕別町字明倫38番地13	
第22投票区	午前7時00分	午後7時00分	駒畠公民館 幕別町字駒畠514番地71	
第23投票区	午前7時00分	午後7時00分	忠類コミュニティセンター 幕別町忠類錦町439番地1	

【公職選挙法】

（投票所の開閉時間）

第四十条 投票所は、午前七時に開き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来しないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

- 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

議案第12号 期日前投票所の場所及び設置期間の指定について

令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の場所及び設置期間を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定する。

期日前投票所名	場 所	設置期間
幕別町役場 期日前投票所	幕別町本町130番地 1	令和6年10月16日から 令和6年10月26日まで
忠類コミュニティセンター 期日前投票所	幕別町忠類錦町439番地 1	令和6年10月16日から 令和6年10月26日まで
札内コミュニティプラザ 期日前投票所	幕別町札内青葉町311番地11	令和6年10月16日から 令和6年10月26日まで

【公職選挙法】

（投票所）

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（期日前投票）

第四十八条の二 略

2～5 略

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所
-------	-----	--

7及び8 略

※ 第48条の2第6項の規定による読み替え

→第三十九条 投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

【最高裁判所裁判官国民審査法】

第十六条の二（期日前投票の時及び場所） 審査の期日前投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の期日前投票所において、その期日前投票と同時にを行う。ただし、審査の告示の日が第四条の二第一項の規定による通知（同条第二項に規定する場合には、同項の規定による通知とし、当該通知が二以上あるときは、その直近のものとする。）をした日から四日以内である場合には、審査の期日前七日から審査の期日の前日までの間に行う。

議案第13号 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期
日前投票所の指定について

令和6年10月27日執行予定の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官
国民審査における在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る
期日前投票所を、次のとおり指定する。

指定する期日前投票所 幕別町役場期日前投票所

【公職選挙法】

(期日前投票)

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の
投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつ
た日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一～六 略

(在外投票等)

第四十九条の二 略

2及び3 略

4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしよ
うとするものの国内における投票のうち、第四十八条の二第一項の規定による投票に係る次の表の上欄
に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲
げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

第四十八条の二第一項	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指 定した期日前投票所（次項及び 第五項において「指定期日前投 票所」という。）
------------	--------	---

【公職選挙法施行令】

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三 略

2及び3 略

4 市町村の選挙管理委員会は、法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四
十八条の二第一項の規定により期日前投票所を指定したとき、又は法第四十九条の二第三項の規
定により共通投票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

※ 法第49条の2第4項の規定による読み替え

→第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の
投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた
日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所（次項
及び第五項において「指定期日前投票所」という。）において、行わせることができる。

【最高裁判所裁判官国民審査法】

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこの法律に基づく命令に規定するも
ののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による。

議案第14号 選挙人名簿に登録された者の登録の移替えをしない期間について

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、選挙人名簿に登録された者の登録の移替えをしない期間を次のとおり定める。

登録の移替えをしない期間 令和6年10月8日から令和6年10月27日まで

【公職選挙法施行令】

（登録の移替え）

第十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間